

令和8年1月28日

## 質問回答書

件名	火災保険
----	------

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

No.	質問内容	回答内容
1	失火見舞費用保険金について、事故時諸費用保険金による支払い(保険事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの保険事故によって保険の対象が損害受けたため臨時に生ずる費用に対する支払い)とすることで問題ないでしょうか。	仕様書4. 保険内容(1)補償範囲の失火見舞費用保険金とは、QSTの火災保険の対象となる建物などからの失火により近隣等第三者の所有物に損害を与えた場合にお見舞費用として支払うことを想定していますので、このようなケースに適用されるのであれば問題ございません。
2	過去5年間の事故歴について教えてください。	過去5年間、物件明細表において火災保険を使用した事故は発生しておりません。